

宮城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号（平成19年8月31日）

宮城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、宮城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長の選挙）

第2条 法第187条第1項の規定による委員長の選挙は、無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。この場合において、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 前項の選挙について委員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、直ちにその氏名を告示し、併せてこれを広域連合長に報告しなければならない。

（委員長の任期等）

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長がその職を辞し、若しくは委員を退職したとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の選挙は、速やかにこれを行わなければならない。

（委員長の職務代理）

第4条 委員長は、法第187条第3項の規定による委員長の職務を代理する委員を、あらかじめ指定しておかななければならない。

2 委員改選後委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

（退職）

第5条 委員長は、退職しようとするときは、退職願を委員長の職務を代理する委員

に提出しなければならない。

2 委員及び補充員は、退職しようとするときは、退職願を委員長に提出しなければならない。

(委員の就退職の告示)

第6条 委員会は、法第182条第1項若しくは第3項の規定により委員が選挙され、若しくは委員の欠員を補充したとき、又は委員長若しくは委員が退職その他の事由により欠けたときは、直ちにその旨及びその者の氏名を告示しなければならない。

(所属政党等の届出)

第7条 委員長、委員及び補充員は、その所属する政党その他の政治団体の名称を委員会に届け出なければならない。その所属する政党その他の政治団体を変更し、又は政党その他の政治団体に新たに所属し、若しくは所属しなくなったときも、また同様とする。

(住所変更の届出)

第8条 委員長、委員及び補充員は、その住所を移転したときは、その旨を委員会に届け出なければならない。

(委員会の招集等)

第9条 委員会の招集は、委員に対する通知によりこれを行う。

2 前項の通知には、委員会の招集の日時、場所及び会議に付すべき事件を付記しなければならない。

3 委員が委員会の招集を請求するときは、付議すべき議案を委員長に提出しなければならない。

4 委員会の開会中に急施を要する事件があるときは、委員長は、直ちにこれを会議に付することができる。

(欠席の届出)

第10条 委員会に出席することができない事情がある委員は、あらかじめ委員長に

その旨を届け出なければならない。

(関係者の出席要求)

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録)

第12条 委員長は、書記をして会議録を調製し、出席委員の氏名及び会議に付した事件等会議のてん末を記載させなければならない。

(委員長の担当事務)

第13条 委員長は、法令に定めるもののほか、おおむね次に掲げる事務を担当する。

委員会で議決しなければならない事件についてその議案を提出し、その議決を執行すること。

公印及び書類等の保管に関すること。

前2号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決処分)

第14条 委員会の権限に属する軽易な事件でその議決により特に指定したものは、委員長が専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、これを次の委員会に報告しなければならない。

(事務局の設置)

第15条 委員会に関する事務を処理するため事務局を置く。

(職及び職務)

第16条 事務局に事務局長、事務局次長及び主事を置く。

2 事務局長は、委員長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務局次長は、上司の命を受け、事務局の事務を整理し、事務局長を補佐する。

4 主事は、上司の命を受け、事務を掌る。

5 第1項に規定する職のほか、必要と認めるときは、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
主 幹	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特定事項を整理する。
主 査	上司の命を受け、特定事項についての調査及び研究に当たり、並びに担当事務を整理する。

(告示の方法)

第17条 委員会及び委員長の告示は、宮城県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第1号)の規定の例による。

(公印)

第18条 委員会の公印の名称、ひな形、書体、寸法、用途、数及び管理者は、別表第1のとおりとする。

(文書)

第19条 起案文書は、事務局長の専決事項を除き、すべて委員長の決裁を受けなければならない。

2 文書には、記号及び番号を付けなければならない。

3 文書の記号は、別表第2のとおりとする。

(準用)

第20条 この規程に定めるもののほか、委員会の事務処理等については、広域連合長の事務部局の例による。

(委任)

第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年8月31日から施行する。

別表第1（第18条関係）

名称	ひな形	書体	寸法 (mm)	用途	数	管理者
委員会印	宮城県後期 高齢者医療 広域連合選挙 管理委員会印	れい書体	正方形 24	委員会名 の公文書 用	1	事務局長
委員長印	宮城県後期 高齢者医療 広域連合選挙 管理委員会 委員長印	れい書体	正方形 24	委員長名 の公文書 用	1	事務局長
委員長職務 代理者印	宮城県後期高 齢者医療広域 連合選挙管理 委員会委員長 職務代理者印	れい書体	正方形 24	委員長職 務代理者 名の公文 書用	1	事務局長
事務局長印	宮城県後期 高齢者医療 広域連合選挙 管理委員会 事務局長印	れい書体	正方形 22	事務局長 名の公文 書用	1	事務局長

別表第2（第19条関係）

1	法規文	
	宮城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規則第	号
2	往復文	
	宮広選第	号